



2024年1月26日

各 位

会 社 名 大阪有機化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 安藤 昌幸
(コード番号 4187 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
本田 宗一
(TEL. 06-6264-5071)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月28日開催予定の第77期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2024年1月11日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第77期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年2月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年2月28日(予定)

以 上

<別紙>

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第6条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は <u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第6条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第32条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第33条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって<u>監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議をもって<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第 36 条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 41 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第 43 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 44 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 45 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 47 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 48 条～第 51 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 35 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. <u>当社は、第 77 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>第 77 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 43 条の定めるところによる。</u></p>
--	---

以 上